# 時保険事務組合のご窓の

### こんな事で悩んでいませんか…?



- ハローワーク、監督署の手続き内容がどうもわからない。
- 人手不足で、労働保険事務処理をする余裕がない。
- 役員、家族が従業員と同様に仕事をしているのに、仕事中の保障がない。
- 元請会社から「特別加入しないと現場に入れない」と言われた。
- ・ 労働保険料の分納ができず、1回の支払いでは高額すぎる。

## こんな時は、当労働保険事務組合へご相談下さい!

### 労働保険事務組合とは…

都道府県労働局長より認可(当事務組合は山形労働局長)を受けた団体が、雇用保険や労災保険の加入手続、 保険料の申告・納付に関する手続き、雇用保険の被保険者に関する手続き等を事業主に代わって行います。

### ◎事務委託のできる事業主

常時使用する労働者が300人(金融・保険・不動産・小売業は50人、卸売業及びサービス業は100人)以下の事業主の方はどなたでも委託することができます。

### ◎事務委託をした場合のメリット

- ①当事務組合が一括して事務処理を行いますので、事務量が軽減されます。
- ②労働保険料の金額にかかわらず3回に分納が可能になります。
- ③事業主及び役員、家族従事者も労災保険に加入することができます。

# 当事務組合に委託をご希望される場合、裏面をごらん下さい。→

委託手続等のご説明をいたします。(面倒な事務処理等はございません。)

事務委託手数料(下表は年額・消費税別 中途委託の場合は月割りとなります。)

従業員数	負担金		
5人未満	12,000円		
5人~10人	16,000円		
11 人~15 人	21,000円		
16人~20人	25,000円		
21 人~30 人	32,000円		
31 人~50 人	45,000円		
51 人以上	50,000円		
※51 人以上 1 名增每	+400 円(1 名増毎)		

※当協会非会員事業所は別途入会手続が必要となります。

特別加入者	委託料	
1 人につき	+1,500円	



連絡先: 労働保険事務組合 一般社団法人 山形労働基準協会 990-0825 山形市城北町一丁目 17番 10号

TEL (023) 643-7871 FAX (023) 644-0086

委託をご希望される事業主又は話だけでも聞いてみたいと思われる方は、以下の内容についてご記入をいただき、**FAXにてご送信下さい。** (直接当協会へご持参いただいても結構です) 後日こちらからご連絡させていただきます。

□……委託を希望する。

□37:上記業種以外:

労働者数

• 常用労働者

□制度や保険料額等、話を聞いてみたい。 (該当する□にレ点を付して下さい。)						
記入年月日	年 月 日					
(フリガナ)						
事業 所名						
听 在 地	<b>™</b> —					
(フリガナ)			(フリガナ)			
弋表 者名			連絡担当者名			
TEL (	) –		FAX (	) –		
□1:農業・漁業 □2:鉱業・採石業 □3:食品・飲料・たばこ等製造業 □3:食品・飲料・たばこ等製造業 □4:織物・繊維製品等製造業 □5:皮革・皮革製品等製造業 □6:木材・木製品等加工製造業 □6:木材・木製品等加工製造業 □7:パルプ・紙・紙製品等製造業 □19:運輸業 □30:金融・保険業 □31:不動産業 □31:不動産業 □32:その他サービス業 □32:その他サービス業 □33:公共機関・公共施設 □11:ゴム製品・ブラスチック製品等製造業 □22:水道業 □33:公共機関・公共施設 □33:学校・幼稚園・保育園等 □23:建設業 □36:福祉機関・施設						

連絡先: 労働保険事務組合 一般社団法人山形労働基準協会 山形市城北町一丁目17番10号

臨時労働者(パート労働者含む)

名

名

合計

名